

豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 01

覚えておきたい環境法令

環境法令一般

— 第3版 —

**Environmental
Regulations
for Businesses in
Toyota City 01**



Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 01

覚えておきたい環境法令

環境法令一般



Contents

概略

教材シリーズの全体構成	02
環境法の体系	03
法令の種類と関係	05
事業活動と環境法令	07
環境法令違反のリスクと違反事例	09

チェックリスト

施設(適用条件)×環境法令	11
---------------------	----

法令概要

法令概要	13
------------	----

取組事例・相談窓口

環境の保全を推進する協定協議会Webサイトの紹介	33
質問・相談のための窓口	34

規制対象区域



教材シリーズの全体構成

本教材シリーズは、市内事業者の環境に対する取組・技術の底上げを目的として作成したものです。教材分野は、「環境法令一般」と個別の5分野で構成されています。

「01 環境法令一般」は、環境法令の体系や概略説明のほか、事業活動との関連など、教材シリーズ全体のインデックスになっています。個別の5分野の教材に掲載している主な法律は、下図のとおりです。

01 環境法令一般



02 廃棄物・リサイクル



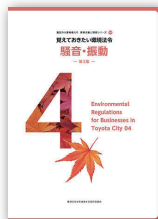
- ⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

03 大気汚染・悪臭



- ② 大気汚染防止法
- ④ 悪臭防止法

04 騒音・振動



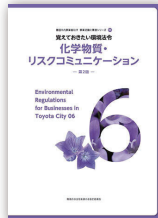
- ⑩ 騒音規制法
- ⑪ 振動規制法

05 水質・地下水・土壌



- ⑤ 水質汚濁防止法
- ⑧ 土壌汚染対策法

06 化学物質・リスクコミュニケーション



- ⑳ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)
- ㉑ ダイオキシン類対策特別措置法 (ダイオキシン特別措置法)
- ㉒ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB特別措置法)
- ㉔ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)

環境法の体系

環境に関する法令の体系を示します。

[基本法]



令和 7 年 4 月 1 日現在の主な法律を示しています。このほか、県条例や市条例が適用される場合があります。

【個別法令】

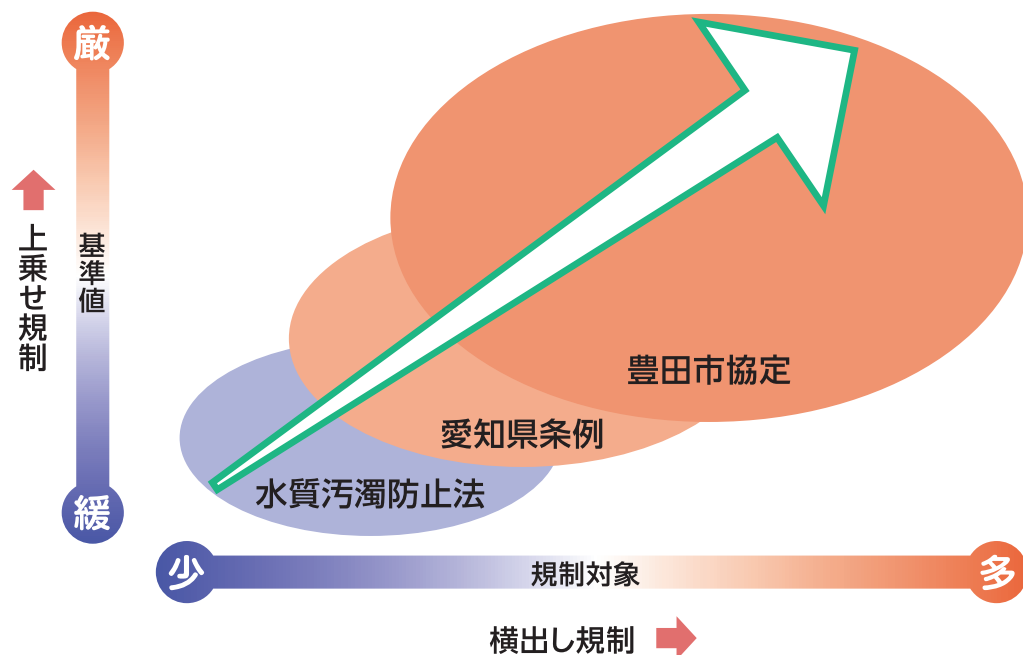
組 織	① 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織法）
大気汚染	② 大気汚染防止法 ③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）
悪 臭	④ 悪臭防止法
水質汚濁	⑤ 水質汚濁防止法 ⑥ 浄化槽法
土壌汚染	⑧ 土壌汚染対策法
地盤沈下	⑨ 工業用水法
騒 音	⑩ 騒音規制法
振 動	⑪ 振動規制法
廃棄物	⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
リサイクル	⑬ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法） ⑭ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ⑮ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ⑯ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ⑰ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） ⑱ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） ⑲ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） ⑳ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）
化学物質	㉑ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法） ㉒ ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン特別措置法） ㉓ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法） ㉔ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
地球環境	㉕ 地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法） ㉖ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネルギー法） ㉗ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネルギー法）
関連法令	㉚ 下水道法 ㉛ 工場立地法 ㉜ 消防法 ㉝ 毒物及び劇物取締法（毒劇法） ㉞ 高圧ガス保安法

法令の種類と関係

● 法・条例等の分類

分 類		制定等	例
国	法 律	国会の議決により制定	・ 水質汚濁防止法
	命 令	政 令 内閣が制定する命令	・ 水質汚濁防止法施行令
		府 令 省 令 内閣総理大臣が発する命令 各省大臣が発する命令	・ 水質汚濁防止法施行規則、排出基準を定める省令
	告 示	国が出す通知	・ 水質汚濁に係る環境基準
	通 達	上級機関が所管の機関等に対して 発する指示の通達 法令の解釈、運用に関するものが 多い	・ 水質汚濁に係る環境基準について
地方公共団体	条 例	地方公共団体が法令の範囲内で 議会の議決により制定	・ 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例 (愛知県条例) ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例(愛知県条例) ・ 豊田市の環境を守り育てる条例(豊田市条例)
	規 則	地方公共団体の長が制定	・ 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(愛知県規則) ・ 豊田市の環境を守り育てる規則(豊田市規則)
	告 示	地方公共団体が出す通知	・ 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく 化学的酸素要求量に係る総量規制基準(愛知県告示)
	要 綱 要 領	地方公共団体が出す要となる 取り決め	・ 愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱 ・ 小規模事業場等排水対策指導要領
	協 定	地方公共団体と企業が協議 して決定	・ 豊田市「環境の保全を推進する協定」 ・ 豊田市「公害防止協定」

● 法、県条例、市協定の基準値位置づけ(イメージ)



▶ 上乗せ規制 …… 法律で定めた基準値よりも厳しい基準値を設けること。

例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年3月29日愛知県条例第4号)

⇒ 排水基準について、水質汚濁防止法第3条に基づく排水基準よりも厳しい基準値を定めている。

水質項目	水濁法	愛知県条例	豊田市協定
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD(mg/L)	160(120)	25(20)	10
ノルマルヘキサン抽出物質(mg/L)	5	2	2
銅(mg/L)	3	1	0.2

()内数値は、日間平均値

排水基準の詳細は、豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ5「水質・地下水・土壌」を参照してください。

▶ 横出し規制 …… 法律で定めていない項目も対象とすること。

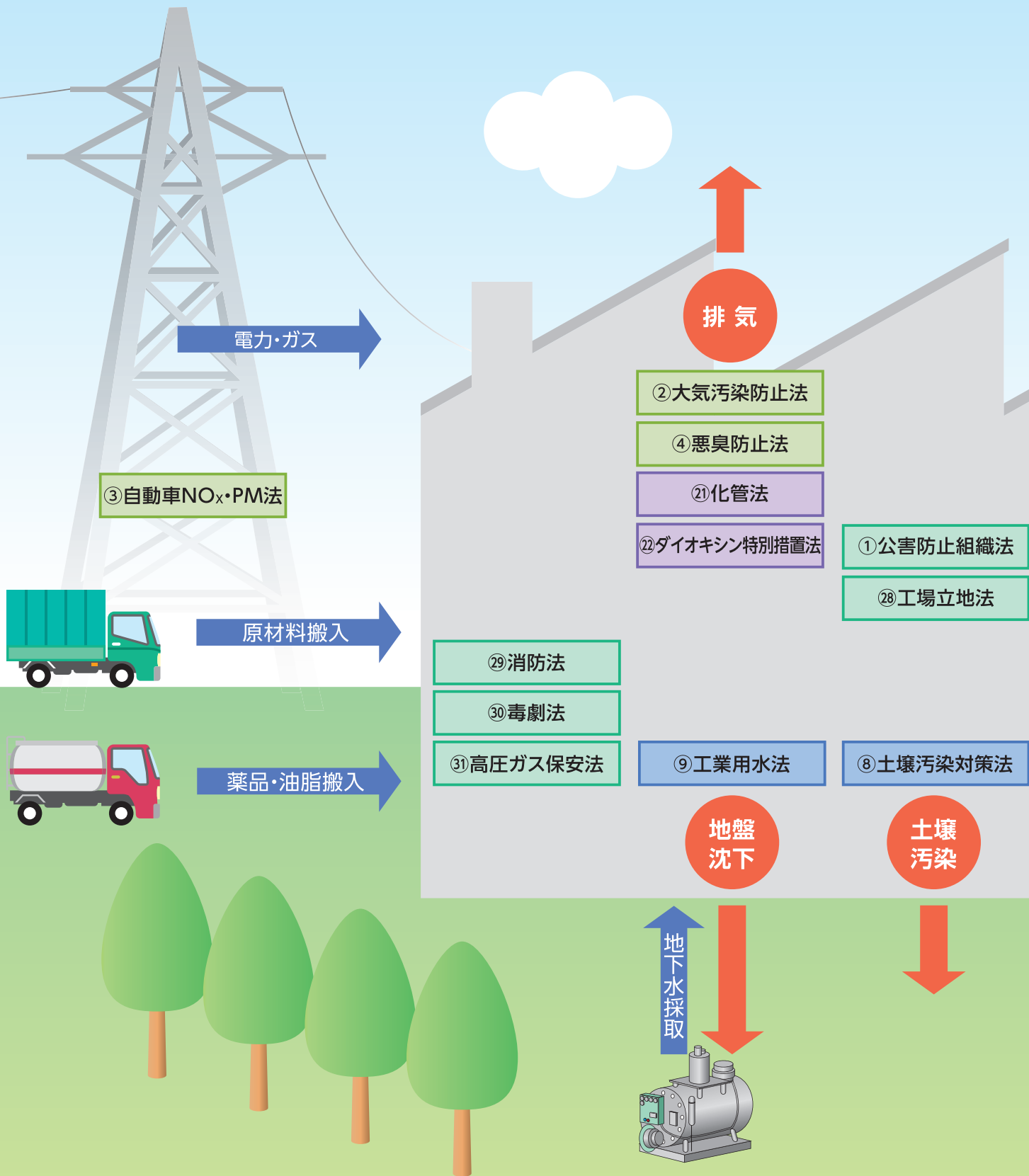
例：県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年3月25日愛知県条例第7号)

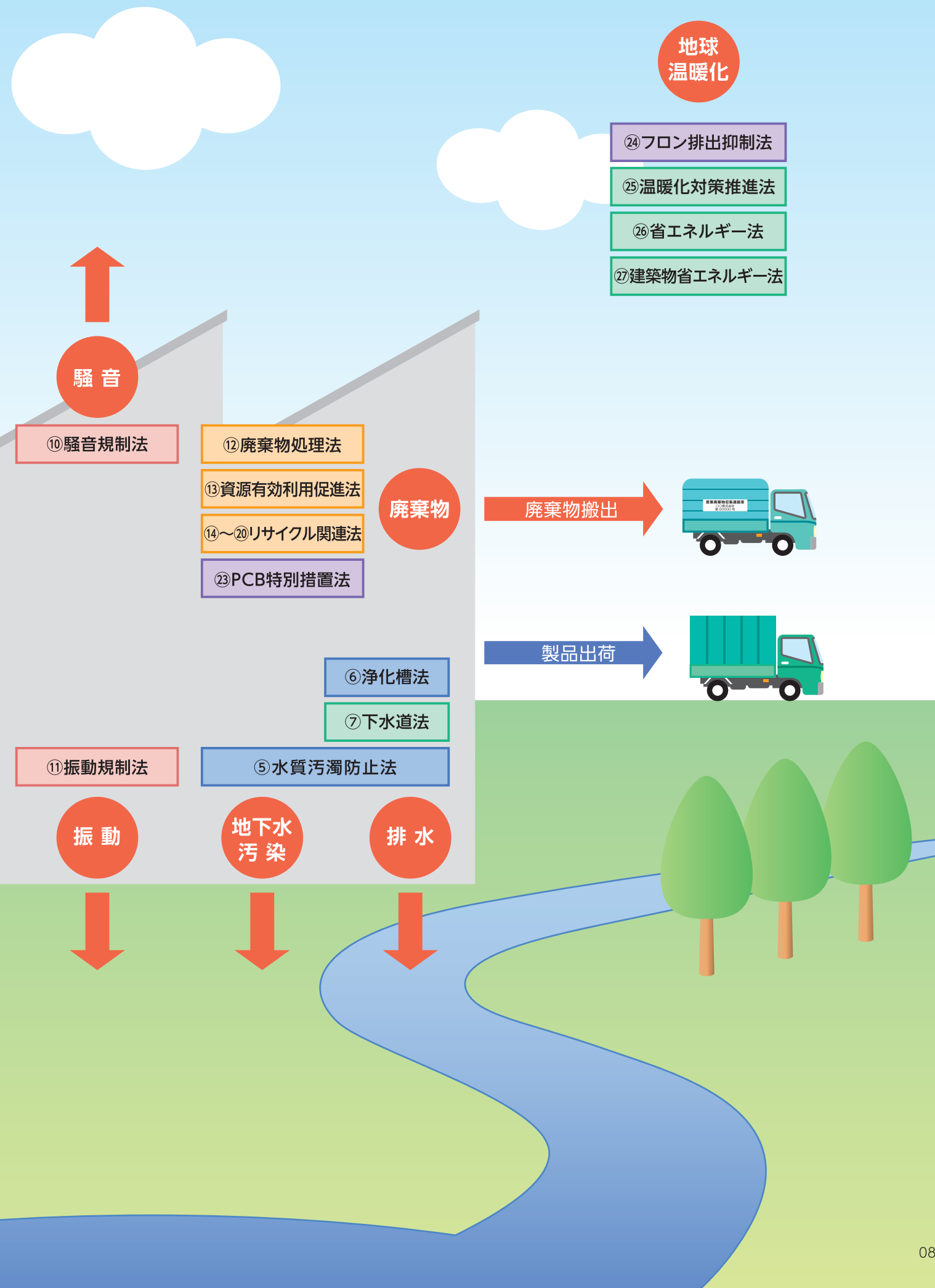
⇒ 粉じん発生施設について、大気汚染防止法に基づく特定施設よりも施設の種類を追加し、施設規模も小規模から対象としている。

施設の種類	大気汚染防止法	愛知県条例
ベルトコンベア	対象：鉱物、土石又はセメントの用に供するもの 規模：ベルト幅75cm以上 バケットの内容積0.03m ³ 以上	対象：鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するもの 規模：ベルト幅50cm以上 バケットの内容積0.01m ³ 以上
吹付け塗装機	—	吹付け能力：30L/時以上

事業活動と環境法令

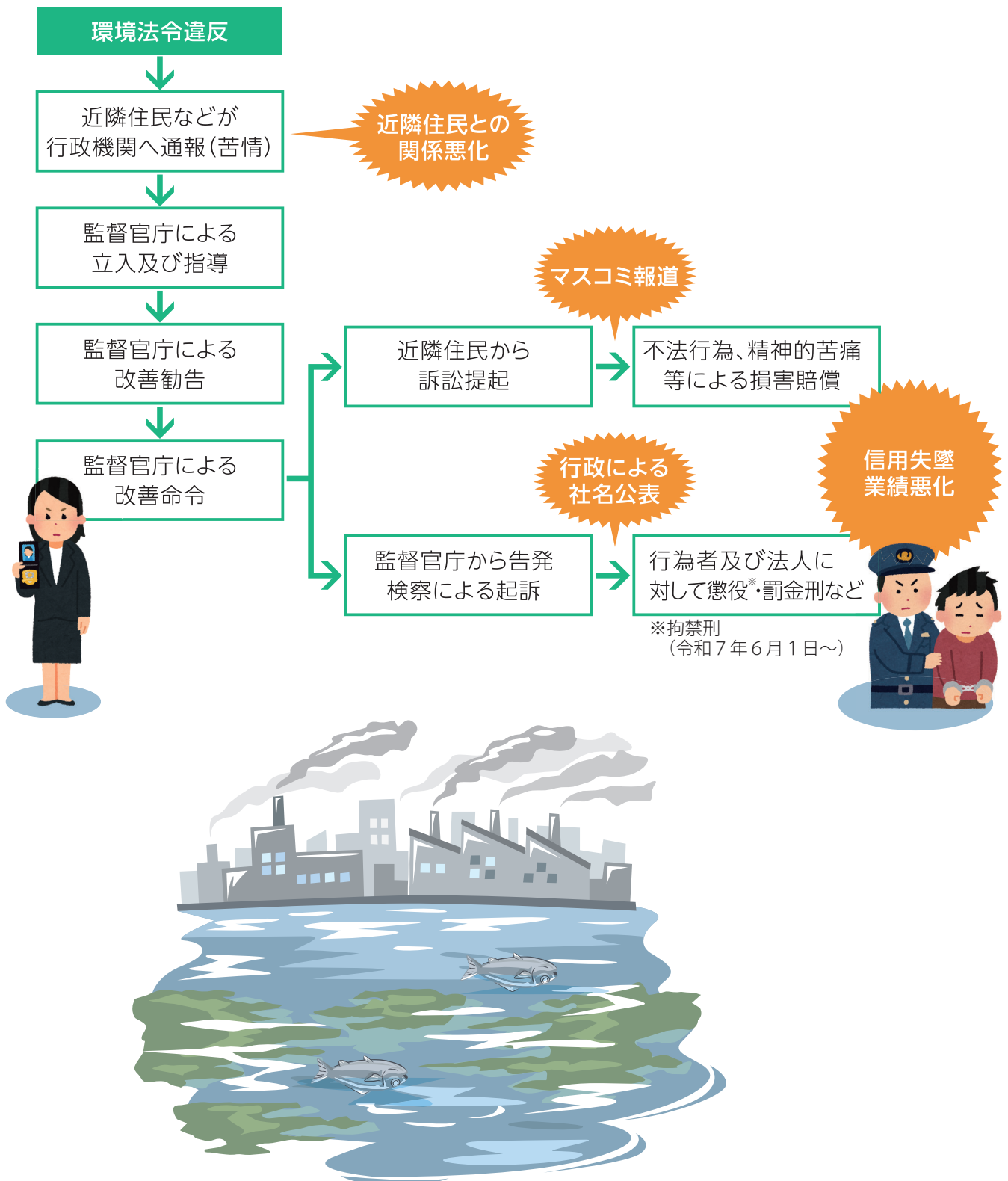
事業活動は様々な環境法令と密接な関係があります。





環境法令違反のリスクと違反事例

環境関係の法令に違反した場合、工場での生産ができなくなるおそれがあります。
生産活動を継続するためには、**異常の早期発見・未然防止**が大切です。



●環境法令違反の事例

No.	違反した法令名	業種	事案の概要	行政等の対応
1	水質汚濁防止法	金属製品製造業	●テトラクロロエチレンを工場排水に混入又は地下浸透させ、結果として周辺の井戸水に混入させたとして損害賠償を求められた。	●汚染経路は被告によるものと認定 ●被告に地下浸透防止措置の過失があったことを認定 ●被告の侵害行為は受忍限度を超えた違法なものであると認定
2	水質汚濁防止法	鉄鋼メーカー	●製鉄所防波堤などから、水質汚濁防止法の排水基準に適合しないおそれがある水が流出していたことが判明。 ●少なくとも5年間以上、公害防止協定で定めた協定値を超過した測定データを、協定値内に書き換えて地方自治体に報告していた。	●行政処分(改善命令、一時停止命令) ●公害防止協定に基づく改善指示 ●事業者から改善報告書を受理 ●罰則適用(排水基準違反など)
3	水質汚濁防止法	食品メーカー	●食品製造の際に生じる廃水を、無処理で排出していた。 ●廃水処理施設の処理能力が規格に満たなかった。	●行政処分(改善命令) ●事業者から改善報告書を受理 ●書類送検(処分未決)
4	水質汚濁防止法	貴金属精錬会社	●排水基準を超える有害物質を含んだ汚染水を用排水路に排出	●水質汚濁防止法違反の疑いで逮捕
5	水質汚濁防止法	家畜業	●豚の排せつ物が混じった汚水を近くの川に垂れ流した。 ●法定基準値を超えるアンモニア成分を含む汚水を、近くの川に排出していた疑いが持たれている。	●関係者宅の家宅搜索
6	水質汚濁防止法	水産物加工業	●排水基準を超える汚水を海に排出した。 ●汚水を分析したところ、水の汚れ具合を示す「化学的酸素要求量」は基準の4倍以上、水中の油分の含有量を示す「ノルマルヘキサン抽出物質含有量」は基準の2倍以上であった。	●摘発、書類送検
7	大気汚染防止法	電力事業	●発電施設のばいじん濃度測定結果が排出基準値を超過していたが、実測値を低く改ざんし報告していた。 ●同発電施設の燃焼試験などでばいじん濃度測定結果が排出基準値などを超過しながら、運転していた。	●事業者から改善報告書を受理 ●再発防止について行政指導
8	大気汚染防止法	製紙業	●ばい煙発生施設で排出基準を超過しながら運転を継続していた。 ●排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書き換えていた。	●事業者から改善報告書を受理 ●再発防止について行政指導
9	悪臭防止法	部品製造業	●悪臭がひどいと行政に苦情が入ったことにより、行政の立入を受けた。 ●行政は悪臭低減対策を求め、原因者は対策を行ったが苦情はなくならなかった。	●現地における対策が困難だったため、生産ラインを別工場に移転
10	悪臭防止法	食品製造業	●にんにくのにおいで気分が悪くなる。	●行政指導 ●生にんにくのみじん切り及び炒める工程を廃止、調理済みにんにくを外部から購入
11	騒音規制法 振動規制法	部品製造業	●騒音及び振動がひどいと行政に苦情が入ったことにより、行政の立入を受けた。 ●騒音及び振動の規制基準違反が確認された。	●行政処分(改善命令) ●現地における対策が困難だったため、移転
12	廃棄物処理法	製造業	●事業活動に伴って生じた廃プラスチック類の運搬及び処分を、処分業の許可がない産業廃棄物収集運搬業者に委託した。 ●書面により契約を締結しなかった。	●摘発、行政指導、懲役又は罰金
13	廃棄物処理法	製造業	●自社の産業廃棄物保管場所に他事業者Aの産業廃棄物を受け入れた。その後、自社の産業廃棄物と合わせて、その運搬及び処分を無許可の処理業者に委託した。	●摘発、行政指導、懲役又は罰金

No.9およびNo.11は豊田市内で起きた事例です!

施設(適用条件)×環境法令

施設や適用条件から、関係する可能性のある環境関連法令を示します。

該当するチェック項目の評価欄にチェックを入れ、確認ページにて詳細を確認してください。

関連する可能性のある法令	チェック項目	評価	確認ページ
① 公害防止組織法	製造業又は電気・ガス・熱供給業のいずれかに該当し、一定規模以上のばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、ダイオキシン類などを発生する施設を設置している。		P13～14
② 大気汚染防止法	ばい煙発生施設(ボイラーや焼却炉など)を設置している。		P15
	粉じん発生施設(ベルトコンベアや粉砕機など(鉱物、土石、セメント用))を設置している。		
	揮発性有機化合物排出施設(塗装施設など)を設置している。		
	炭化水素系物質発生施設(ガソリン貯蔵施設など)を設置している*。		
③ 自動車NO _x ・PM法	対策地域内(旧豊田市)に使用の本拠の位置を有する車両(貨物自動車、大型バス、マイクロバスなどの乗合自動車、ディーゼル乗用車及びそれらをベースに改造した特殊自動車)を所有している。		P15
④ 悪臭防止法	事業活動に伴って悪臭が発生する。		P16
⑤ 水質汚濁防止法	汚水又は廃液を排出する特定施設(201人槽以上の浄化槽、酸又はアルカリによる表面処理施設など)、油水分離施設を設置している。		P16
⑥ 浄化槽法	浄化槽を設置している。		P17
⑦ 下水道法	汚水を下水道へ排出している事業所		P17
⑧ 土壌汚染対策法	水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の廃止又はただし書の確認を受けた土地における一定規模(900m ²)以上の土地の形質変更		P18
	一定規模(3,000m ² 、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地においては900m ²)以上の土地の形質変更		
	自主的な土壌汚染状況調査の結果を用いた区域指定の申請		
⑨ 工業用水法	指定地域内で一定規模以上の工業用井戸を所有している。(豊田市は指定地域外)		P19
	吐出口の断面積19cm ² 以上の揚水施設で動力を用いて地下水を採取している*。		
⑩ 騒音規制法	騒音が発生する特定施設(コンプレッサー、プレス機、空調機(送風機、冷凍機*)、非常用発電機*など)を設置している。		P19
⑪ 振動規制法	振動が発生する特定施設(コンプレッサー、プレス機、空調機(送風機*、冷凍機*)、非常用発電機*など)を設置している。		P20

※ 県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

関連する可能性のある法令	チェック項目	評価	確認ページ
⑫ 廃棄物処理法	事業活動に伴って廃棄物が発生する。産業廃棄物の収集運搬又は処分を処理業者に委託している。		P21
⑬ 資源有効利用促進法	工場や事業場で事業を行う者、物品の販売事業を行う者、建設工事の発注者		P22
⑭ 容器包装リサイクル法	特定事業者（容器・包装を利用する中身製造業者、小売・卸売業者、容器製造業者、輸入業者）に該当する。		P22
⑮ 家電リサイクル法	使用済家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）を排出する。		P23
⑯ 建設リサイクル法	一定規模以上の建築物の解体、新築、増築工事又は土木工事、その他工作物の工事を行う。		P23
⑰ 食品リサイクル法	食品製造業、小売業、飲食業のいずれかに該当し、100トン/年以上の食品廃棄物を排出する。		P23
⑱ 自動車リサイクル法	使用済自動車を排出する、又は使用済自動車のリサイクルに携わる事業者		P24
⑲ 小型家電リサイクル法	使用済家電（デジタルカメラ、電気掃除機、炊飯器、ゲーム機など）を排出する。		P24
⑳ プラスチック資源循環促進法	特定プラスチック使用製品（フォーク、ストロー、衣類用ハンガー等）を消費者に無償で提供する事業者、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者		P25
㉑ 化管法（PRTR制度）	従業員数21人以上の対象業種（製造業、ごみ処分量など24業種）で、第一種指定化学物質の年間取扱量が一定量以上ある。		P26
㉒ ダイオキシン特別措置法	ダイオキシン類を排出する特定施設（アルミ溶解炉、廃棄物焼却炉など）を設置している。		P26
㉓ PCB特別措置法	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物（トランス、コンデンサーなど）を保管している。		P27
㉔ フロン排出抑制法	業務用エアコン、冷凍冷蔵庫などの第一種特定製品を設置している。		P27
㉕ 温暖化対策推進法	事業所の原油換算エネルギー使用量合計が一定以上の特定排出者		P28
㉖ 省エネルギー法	一定以上のエネルギーを使用する特定事業者、一定以上の輸送量がある輸送事業者、荷主		P29
㉗ 建築物省エネルギー法	一定規模以上の建築物の新築・増改築		P29
㉘ 工場立地法	一定以上の敷地面積、又は建築面積を有する製造業等		P30
㉙ 消防法	一定以上の危険物や圧縮アセチレンガスなどを貯蔵し、又は取り扱う。火気使用設備（炉など）を設置する。		P31
㉚ 毒劇法	毒物、劇物、特定毒物を所持又は使用している。		P32
㉛ 高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、廃棄及び消費する事業者。容器製造業者		P32

法令概要

- 一部、電子申請が可能です。それぞれ確認してください。 ▶▶ P34(豊田市又は愛知県へ提出)
- 法令は改正されている場合があります。最新の法令を確認してください。

① 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法) ／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

特定工場の公害防止組織の整備を図り、組織的に公害の防止に取り組む。

■ 公害防止組織の設置と対象業種

一定の工場には、公害防止に関して専門知識を有する者を工場に配置(選任及び届出)し、その工場内の公害防止組織の整備を図る義務があります。

公害防止組織を置かなければならない対象業種は、次の業種(日本標準産業分類による。)です。

- 製造業(物品の加工業を含む)
- 電気供給業
- ガス供給業
- 熱供給業
- ※ 公害防止担当者(県条例)は全業種が対象

種 別	職 務
公害防止統括者	工場の公害防止に関する業務を統括管理(工場長等を想定)
公害防止主任管理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮(部長・課長を想定)
公害防止管理者	施設の点検、原材料の検査等技術的事項(設備管理者等を想定)
公害防止担当者(県条例)	工場の公害防止に関し、従業員を指示

■ 公害防止管理者等の選任

種 別		要 件		資 格	
公害防止統括者		常時使用する従業員数が21人以上の事業所 (事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の 数ではなく、事業者が常時使用する従業員の総数)		不要	
公害防止 主任管理者		排出ガス量が40,000Nm ³ /時以上かつ排出水量が10,000m ³ /日以上		・ 公害防止主任管理者試験に合 格した者 ・ 大気第1種 又は 第3種、かつ、 水質第1種 又は 第3種	
公害防止管理者	大 気	有害物質を 発生する施設	工場の総排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	大気第1種	
			工場の総排出ガス量40,000Nm ³ /時未満	大気第1種 又は 第2種	
		上記以外の施設	工場の総排出ガス量40,000Nm ³ /時以上	大気第1種 又は 第3種	
			工場の総排出ガス量 10,000Nm ³ /時以上 40,000Nm ³ /時未満	大気第1種～第4種	
	水 質	有害物質を 発生する施設	排出水量が10,000m ³ /日以上の工場に設置されるもの	水質第1種	
			排出水量が10,000m ³ /日未満の工場に設置されるもの	水質第1種又は第2種	
		上記以外の施設	排出水量が10,000m ³ /日以上の工場に設置されるもの	水質第1種又は第3種	
			排出水量が1,000m ³ /日以上10,000m ³ /日未満の工場 に設置されるもの	水質第1種～第4種	
	騒音 ※1	機械プレス	呼び加圧能力が980kN(100重量トン)以上	騒音・振動又は騒音 ※2	
		鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー		
	振動 ※1	液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941kN (300重量トン)以上	騒音・振動又は振動 ※2	
		機械プレス	呼び加圧能力が980kN(100重量トン)以上		
		鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー		
	特定粉じん	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設(大気関係の特定工場を 除く)			特定粉じん 又は 大気第1種～第4種
	一般粉じん	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設(大気関係及び特定粉じん関 係の特定工場を除く)			特定粉じん、一般粉じん 又は 大気第1種～第4種
	DXN	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号、同別表 第2の第1号から第14号に掲げる施設			ダイオキシン類
公害防止担当者 (県条例)	大 気	法による公害防止管理者を選任しなくてもよい工場等で、県条例の大気指 定工場等に該当する工場		大気第1種～第4種 又は 実務3年以上従事	
	水 質	法による公害防止管理者を選任しなくてもよい工場等で、特定施設を有し、 排出水量が500m ³ /日以上に該当する工場等		水質第1種～第4種 又は 実務3年以上従事	

※1：P01規制対象区域図Aにある工場に設置されたもの ※2：H17年度までの資格

■ 公害防止統括者等の届出

種 別	届出期日
公害防止統括者 及び代理者	選 任 事由が発生した日から30日以内に選任し、 選任した日から30日以内に届出
	死亡・解任 死亡・解任した日から30日以内に届出
公害防止主任管理者 及び代理者 公害防止管理者 及び代理者	選 任 事由が発生した日から60日以内に選任し、 選任した日から30日以内に届出
	死亡・解任 死亡・解任した日から30日以内に届出
公害防止担当者 (県条例)	選 任 選任した日から30日以内に届出
	死亡・解任 死亡・解任した日から30日以内に届出
承 継	相続又は合併により特定工場を設置している 事業者の地位を承継してから遅滞なく



届出様式は、豊田市環境保全課の
ホームページから入手できます。

公害防止組織法の届出様式

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/1004216.html>



県条例の届出様式

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/1027124.html>



■ 公害防止管理者等の資格取得

種 別	受験資格	開催時期	開催機関	取得資格
国家試験	なし	年1回	(一社)産業環境管理協会 https://www.jemai.or.jp	全区分
資格認定講習	あり (学歴及び実務経験 又は技術資格)	随時	(一社)日本砕石協会 http://www.saiseiki.or.jp	一般粉じん関係

● 兼務について

次の場合、兼務が禁止されています。

- (1) 同一人が2以上の工場の公害防止管理者又はその代理者を兼ねる場合

ただし、次の場合で、兼務する公害防止管理者の公害防止業務に係る責任・権限の所在、指揮命令系統などが明確にされており、かつ、実務上も公害防止業務を行うことができる場合は、兼務が認められています。

- ア 一の特定事業者が設置している、時間的・距離的に離れた複数の工場で、共同で公害防止業務を行う場合
- イ 同一敷地内にある複数の工場で親子会社、兄弟会社の関係にあり、共同で公害防止業務を行う場合
- ウ 事業協同組合等の組合員が、共同で公害防止業務を行う場合
- エ 近隣の同一の業種に属する中小企業者が、共同で公害防止業務を行う場合

- (2) 同一人が2以上の工場の公害防止主任管理者又はその代理者を兼ねる場合

- (3) 同一人が本人とその代理者を兼ねる場合

- (4) 同一人がA工場の公害防止管理者とB工場の公害防止主任管理者を兼ねる場合

● Q & A

Q1. 「常時使用する従業員」には、派遣社員や外部委託者は含まれますか。



A1. 直接契約関係にない職員は、含まれません。パートタイムや非常勤職員についてはそれぞれ判断することになるため、お問い合わせください。

Q2. 大気関係 「総排出量」とは何ですか。



A2. 最大湿り排出ガス量の合計値です。

Q3. 水質関係 「排水量」とは何ですか。



A3. 1日当たりの平均的な排水量です。

Q4. 非常勤職員を公害防止管理者に選任することは可能ですか。



A4. 可能です。

提出先 豊田市 環境部 環境保全課

罰 則 守秘義務違反等で罰則あり。

その他参考資料 公害防止管理者・公害防止担当者制度のあらまし(豊田市環境保全課発行)
(https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/125/r0403.pdf)

② 大気汚染防止法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

詳細冊子
No.03

工場及び事業場における事業活動等に伴うばい煙、VOC(揮発性有機化合物)、粉じん、水銀及び建築物等の解体等に伴う石綿の粉じんの排出等を規制し、大気汚染の防止を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
大気汚染防止法		
(1)～(4)の施設を設置する、または(5)の作業を行う事業場 (1)ばい煙を発生する施設 ^{※1} (2)VOC(揮発性有機化合物)を排出する施設 ^{※2} (3)粉じんを発生する施設 ^{※3} (4)水銀等を排出する施設 (5)石綿の粉じん(特定粉じん)を排出する作業 ※1 ばい煙発生施設の例 ●ボイラー ●金属溶解炉 ●金属加熱炉 ●乾燥炉 ●廃棄物焼却炉 ●鉛溶解炉 ●ガスタービン ●ディーゼル機関 ※2 VOC排出施設の例 ●塗装施設(吹付塗装に限る) ●工業製品の洗浄施設 ※3 一般粉じん発生施設の例 ●堆積場 ●破碎機、摩砕機 ●ベルトコンベア、パケットコンベア ●ふるい	共通 ●排出基準の遵守義務(物質の種類、施設ごとに基準あり) ●ばい煙、VOCの測定及び測定結果保存の義務 測定：物質、排出ガス量ごとに規定された頻度で実施 測定の記録：3年間保存	(1)～(4) 設置届出、変更届出 工事開始の60日前まで ただし、一般粉じん施設は工事開始前まで 使用届出、承継届出、廃止届出、氏名等変更届出 事由が発生した日から30日以内 ※ 法と条例の様式は異なる (5) 排出等作業の実施の届出 工事開始の14日前まで
県条例		
法で規制対象外の施設でも県条例で規制対象となることがある ※ 県条例対象施設の例 ●ボイラー(伝熱面積8m ² 以上) ●吹付塗装機(吹付け能力30L/時以上)		

提出先 豊田市 環境部 環境保全課

ポイント 詳細冊子03「大気汚染・悪臭」を参照。

罰 則 記録の未記録未保存、虚偽記録に罰則。排出基準違反、総量規制基準違反に罰則(無過失責任)。

その他参考資料 愛知県 水大気環境課HP (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/taikitaaisaku.html>)
大気汚染防止便覧(愛知県 環境局発行)

③ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

詳細冊子
No.03

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出を抑制し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
自動車NOx・PM法		
対策地域内 ^{※1} に使用の本拠を置く特定自動車 ^{※2} を30台以上使用する事業者 ※1 対策地域：東京圏、大阪圏および愛知県と三重県の一部 愛知県内の対策地域は豊田地区(P01規制対象区域B参照)を含む61市町村(平成13年11月1日現在の行政区画) ※2 特定自動車：貨物自動車、乗合自動車、乗用自動車、特殊自動車。対象となる車種であれば、燃料の種類や排気ガス規制基準に関係なく特定自動車となる。	●窒素酸化物(NOx)および粒子状物質(PM)の排出基準を満たしていない車は対策地域内で登録を行うことができない ●特定事業者は自動車使用管理計画書を知事に提出し、計画の実施状況を報告すること 全ての車種について猶予期間が終了しています	自動車使用管理計画 新たに特定事業者等に該当した日から3カ月以内 自動車使用管理実績報告 毎年6月末日まで
県条例		
(1)駐車のために供する部分の面積が500m ² 以上の駐車場設置者(管理者) (2)県内で使用する自動車の台数が、乗用車換算で200台以上となる事業者	(1)看板・放送などによりアイドリングストップの実施を周知すること (2)一定割合以上の低公害車を導入する義務及びその状況について知事へ報告する義務	(2) 低公害車導入状況報告 毎年6月末日まで

提出先 西三河県民事務所(豊田庁舎) 豊田加茂環境保全課(主たる事業場が豊田市の場合)

ポイント 特定事業者は毎年実績報告書の提出義務あり。
低公害車導入状況報告書で用いる乗用車換算については愛知県HPの自動算定シートで確認できます。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000037477.html>

罰 則 報告をしないまたは虚偽の報告で罰則あり。県条例においては公表のみ。

その他参考資料 愛知県 地球温暖化対策課HP (<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/ondanka/car/nox/index.html>)
自動車排出ガス規制の解説(愛知県 環境局発行)
(<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/aozora2903.pdf>)

④ 悪臭防止法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

詳細冊子
No.03

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、生活環境を保全する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
悪臭防止法		
規制地域内の全ての工場・事業場 (※ 豊田市は全域が規制地域)	●規制基準の遵守義務 ●規制基準は地域区分ごとに3点 (敷地境界上、気体排出口、排水水)	—
県条例		
工場などを設置している者 (1)届出対象業種例 ・ 一定規模以上の畜産農業 ・ ごみ処理場	●不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質をみだりに排出してはならない	(1) 悪臭関係工場等届出 毎年4月末日まで

提出先 豊田市 環境部 環境保全課

ポイント 詳細冊子03「大気汚染・悪臭」を参照。

罰 則 改善命令違反で罰則あり。

その他参考資料 豊田市 環境部 環境保全課HP 悪臭防止法による規制概要
(<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/1027120.html>)

⑤ 水質汚濁防止法／豊田市の環境を守り育てる条例(市条例)

詳細冊子
No.05

工場及び事業場から公共用水域への排水(雨水含む)及び地下浸透を規制し、水質汚濁の防止を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
水質汚濁防止法		
次のいずれかを満たす事業場 (1)特定施設* ¹ を設置する工場または事業場(特定事業場)で、かつ公共用水域に水(雨水含む)を排出する (2)有害物質* ² 使用特定施設を設置する (3)指定施設* ³ を設置する (4)貯油施設等* ⁴ を設置する ※1 特定施設の例 ●自動式車両洗浄施設 ●旅館業法に基づくちゅう房、洗濯、入浴施設 ●酸又はアルカリによる表面処理施設 ※2 有害物質…ふっ素、ほう素、シアン化合物など ※3 指定施設とは、有害物質を貯蔵、使用する施設又は指定物質(次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムなど)を製造、貯蔵、使用、処理する施設 ※4 貯油施設等とは、油(重油、軽油など)を貯蔵する施設、又は油を含む水を処理する油水分離施設	●排水基準*⁵の遵守義務 (排水の汚染状態の測定・保存の義務) ●有害物質の漏洩による地下水汚染の未然防止基準の遵守 (施設の点検・記録の保存義務) ※5 排水基準には、濃度規制と総量規制 ((1)かつ日平均排水量が50m ³ 以上)がある	(1)～(3)に該当 設置届出、変更届出 工事開始の60日前まで 使用届出、使用廃止届出、承継届出、氏名等変更届出 事由が発生した日から30日以内 汚濁負荷量測定手法届出 総量規制適用事業場：あらかじめ
市条例		
(1)全ての事業場(水質汚濁防止法(1)を除く) (2)油(重油、軽油など)を取り扱う者	(1)排水規制基準の遵守義務 (2)油の公共用水域への流出、地下浸透の防止(施設の点検義務)	—

提出先 豊田市 環境部 環境保全課

ポイント 詳細冊子05「水質・地下水・土壌」を参照

罰 則 計画変更命令・改善命令に従わないとき、排水基準違反したときに罰則あり。

その他参考資料 「水質汚濁防止法のあらまし」(豊田市 環境保全課発行)
(<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/1002143.html>)

⑥ 浄化槽法

詳細冊子
No.05

浄化槽の設置、保守点検、清掃等を規制するとともに、浄化槽保守点検業の登録制度等の整備により、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図る

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
合併処理浄化槽又はみなし浄化槽(単独処理浄化槽)を管理している事業場又は個人。 (みなし浄化槽は新規設置不可)	設置工事 県の浄化槽工事業の登録を受けた業者が工事 法定点検(第7条、11条) 県指定の検査機関で実施 ①第7条検査 使用開始3か月経過後から5か月間に検査を受ける ②第11条検査 毎年1回、定期的に検査を受ける 保守点検(規模、種類で回数を決定) 豊田市の登録を受けた業者による点検を実施する 清掃(年1回以上、全ばっ気は概ね6か月) 豊田市の許可を受けた業者による清掃を実施する 技術管理者の任命 501人以上の浄化槽では必要	浄化槽設置・変更届出 浄化槽工事の着手予定の21日以前(認定浄化槽は10日以前) 浄化槽管理者変更報告 変更後30日以内 浄化槽使用開始報告 使用開始後30日以内 浄化槽使用休止・再開届出 休止・再開後30日以内 浄化槽廃止届出 廃止後30日以内 浄化槽技術管理者変更報告 変更後30日以内

提出先 豊田市 上下水道局 下水道施設課

ポイント 詳細冊子 05「水質・地下水・土壌」を参照。
201人槽以上の浄化槽設置時は、水質汚濁防止法の届出が必要。

罰 則 設置届出をしない、または虚偽の届出、不適当な浄化槽の設置で罰則あり。

その他参考資料 豊田市上下水道局 下水道施設課HP(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/suidou/1004556.html>)

⑦ 下水道法／豊田市公共下水道条例(市条例)

公共下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備及び適切な利用を図り、公共用水域の水質を保全する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
下水道法		共通
下水道へ汚水を流そうとする事業場 届出の義務のある事業場は以下のとおり (1) 下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置する場合 (2) 下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (3) 既に特定施設を設置している事業場で、新たに下水道を使用する場合 (4) 届出者が特定施設の構造等の届出内容を変更する場合 (5) 届出者が特定施設の氏名等の届出内容を変更する場合 (6) 届出者の地位を承継した場合 特定施設：⑤水質汚濁防止法の特定施設、又は、②ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設 ※ 下水道が使用できる区域かを事前に下水道施設課に確認する。	特定施設の設置者は下水の水質測定とその記録を5年間保存 直罰等による規制に係る排除基準(特定事業場) 除害施設の設置等に係る排除基準(全ての事業場)	公共下水道使用開始届 あらかじめ 設置届出、構造等変更届出 工事着開始の60日前まで 使用届出、使用廃止届出、承継届出、氏名等変更届出 事由の発生した日から30日以内
市条例		
下水道へ汚水を流そうとする事業場	下水排除基準の遵守	

提出先 豊田市上下水道局 下水道施設課

ポイント 下水道への接続義務。下水の排除基準値の順守。(公共用水域へ排出する場合は、水質汚濁防止法が適用。)

罰則 計画変更命令・改善命令に従わないときに罰則あり。

その他参考資料 豊田市上下水道局 下水道施設課HP(<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/suidou/1004556.html>)

⑧ 土壌汚染対策法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

詳細冊子
No.05

特定有害物質(鉛、砒素など)の使用による土壌等の汚染状況を把握し、除去等の措置により被害の防止を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
土壌汚染対策法		
●調査・措置の対象：土壌 ●対象物質：鉛、砒素、トリクロロエチレンなど(特定有害物質) ●調査義務者：土地所有者、土地の形質の変更を行う者	調査の結果、汚染が確認された場合、規制対象区域の指定を受け、法令に基づく、管理がされる。 区域の指定 ●要措置区域：人の健康被害のおそれがあることから汚染の除去等の措置を講ずる必要のある土地 ・土地の汚染状態と利用方法に応じて、汚染土の除去等の処置を講じる ●形質変更時要届出区域：土壌汚染はあるが、人の健康被害が生じるおそれのないため、除去等の措置が求められない土地 ・土地の形質変更時に計画書を提出する。 汚染土壌の搬出規制 ・指定を受けた区域から汚染土壌を搬出する場合は、届出が必要 ・運搬基準を遵守し、汚染土壌管理票の交付／保管を実施する。 ・汚染土壌処理業の許可業者^{※3}に処理を委託する。 ※3 処理施設を設置している県及び政令市から汚染土壌処理業の許可を受けている事業者	①、②土壌汚染状況調査結果報告 義務の生じた日から120日以内 ※土壌汚染が確認された場合は、各種届出、報告が必要になる。 ①3条ただし書の確認申請 引き続き事業場として利用する等で土地が適切に管理される場合に土壌汚染状況調査が猶予 ①土地利用状況報告 3条ただし書の確認申請を受けている場合： 毎年4月1日の状況を4月30日までに報告。 ①～③土地の形質の変更報告 ①、③は工事開始30日前まで ②は、工事開始前まで
届出・調査要件		
①有害物質使用特定施設に係る事業場の敷地 ・有害物質使用特定施設の廃止時等(3条) ・900m²以上の土地の形質変更時(4条) ②土壌調査が猶予されている事業場の敷地^{※1} ・土地の利用方法の変更時 ・900m²以上の土地の形質変更時 ③上記①、②以外の土地 ・3,000m²以上の土地の形質変更時 ④土壌汚染により健康被害が生ずるおそれのある土地(5条) ①、②は、指定調査機関^{※2}による調査結果の報告義務(土壌汚染状況調査報告書)。 ③は、汚染のおそれがあるとして以下のときに調査実施 ・豊田市長が汚染のおそれがあるとして判断する場合 ・事業者が自ら調査する場合 ④は、豊田市長が人の健康被害のおそれがあるとして判断する。 ※1 3条ただし書の確認申請を受けた土地(右記「届出・報告」参照) ※2 調査を適確に実施できるとして環境大臣から指定された調査機関		

県条例		
●調査・措置の対象：土壌及び地下水 ●対象物質：特定有害物質 ●調査義務者：有害物質取扱事業者、土地所有者などで土地の形質の変更を行う者	・人の健康の被害の防止に加え、生活環境の被害の防止も対象 ・汚染の防止義務がある。(特定有害物質等をみだりに埋め、飛散、流出、地下浸透をさせてはならない)	①土壌汚染等調査結果報告 土壌汚染等調査を行い、報告 ②過去の特定有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告 土地の形質変更前に、過去の特定有害物質等取扱事業所の設置の状況調査(一般的には地歴調査)の結果を報告 ③土壌又は地下水の汚染の状況等の報告 汚染が確認された時
届出・調査要件		
①特定有害物質等取扱事業所^{※4}が設置されている土地 ・特定有害物質等取扱事業所の全部又は一部を廃止時(39条) ②3,000m²(有害物質使用特定施設設置事業場の土地は900m²)以上の形質変更をする土地(39条の2) ③自主的に、愛知県土壌汚染等対策指針に従った調査^{※5}により土壌又は地下水の汚染が確認された時(45条) ※4 ガソリンスタンド、水質汚濁防止法の特定施設を設置する事業所(法で調査される土地を除く) ※5 対策指針に従っていない調査で土壌又は地下水の汚染が確認された場合は、「豊田市の環境を守り育てる条例」に基づく報告制度あり。		

提出先 豊田市 環境部 環境保全課

ポイント 土地の形質変更を行う場合は、法及び条例の手続きが必要。調査等に時間がかかるおそれがあるため、早めに相談する。詳しくは、詳細冊子05「水質・地下水・土壌」を参照。

罰 則 改善命令違反で罰則あり。

その他参考資料 「土壌・地下水汚染を防止するために」(愛知県 環境局発行) <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/422726.pdf>
「土壌汚染対策法のしくみ」(環境省・(公財)日本環境協会発行) https://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme/index.html
「土壌汚染対策法ガイドライン」<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>
「愛知県土壌汚染等対策指針(対策指針)」<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047772.html>

⑨ 工業用水法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

詳細冊子
No.05

特定地域の工業用水の合理的な供給確保と、地下水水源の保全を図り、工業の健全な発達と地盤沈下を防止する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
工業用水法		
指定地域内で、以下を満たす事業場 ●対象業種：製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業 ●対象施設：井戸(動力を用いて地下水を採取するための施設で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。))が6cm ² を超えるものを設置する	豊田市は指定地域外	
県条例		
次のいずれかを満たす事業場 (1)揚水規制区域内で揚水設備により地下水を採取しようとする者	豊田市は区域外	—
(2)水量測定器の設置に係る区域(豊田地区:P01規制対象区域B参照)において揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が19cm ² を超えるものを設置して地下水を採取している者	(2)水量測定器(量水器)を設置し、揚水量を測定してその結果を報告すること	(2)に該当する場合 水量測定器(量水器)設置報告 揚水設備変更報告 (変更・廃止・名称変更等・承継) 事由が発生した時 地下水揚水量報告 前年度分を毎年4月末日まで
提出先 豊田市 環境部 環境保全課 ポイント 詳細冊子05「水質・地下水・土壌」を参照。 罰 則 許可を受けずに地下水を採取した場合などに罰則あり(法・条)。 その他参考資料 愛知県HP みんなで守ろう地域の地下水<地下水を利用される皆様へ> https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000034729.html		

⑩ 騒音規制法／県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例)

詳細冊子
No.04

事業場等における事業活動、建設工事に伴って発生する騒音について必要な規制を行い、生活環境を保全する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
騒音規制法		
(1)、(2)又は(1)、(3)をともに満たす事業場 (1)規制対象地域内(豊田地区及び藤岡地区*1)に事業場がある (2)特定施設*2を設置している (3)政令で定める特定建設作業を行う ※1 P01 規制対象区域A参照 ※2 特定施設の例 ●機械プレス ●液圧プレス ●せん断機 ●送風機 ●空気圧縮機 ●合成樹脂射出成形機	●敷地境界線における規制基準の遵守義務 (規制基準は、時間帯・地域の区分によって異なる)	設置届出、種類ごとの数変更届出、防止の方法変更届出 工事開始30日前まで 使用届出、氏名等変更届出、使用全廃届出、承継届出 事由が発生した日から30日以内 ※ 法と条例の様式は異なる 特定建設作業実施届出 作業開始7日前まで
県条例		
(1)、(2)又は(1)、(3)をともに満たす事業場 (1)豊田市内に事業場があり、騒音規制法の適用を受けていない (2)騒音発生施設*を設置している (3)規則で定める特定建設作業を行う ※ 騒音発生施設の例 法の特定施設より規模の小さいものや、下記の施設 ●冷凍機 ●送風機及び排風機 ●ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン ●走行クレーン		
提出先 豊田市 環境部 環境保全課 ポイント 詳細冊子04「騒音・振動」を参照。 罰 則 改善命令違反で罰則あり(法・条)。 その他参考資料 騒音・振動公害防止の手引き 工場・事業場編、建設作業編(豊田市 環境保全課発行)		

11 振動規制法／県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）

詳細冊子
No.04

事業場等における事業活動、建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行い、生活環境を保全する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
振動規制法 (1)、(2)又は(1)、(3)をともに満たす事業場 (1)規制対象地域内(豊田地区及び藤岡地区※ ¹)に事業場がある (2)特定施設※ ² を設置している (3)政令で定める特定建設作業を行う ※1 P01 規制対象区域A参照 ※2 特定施設の例 ●機械プレス ●液圧プレス ●せん断機 ●圧縮機 ●合成樹脂射出成形機	共通 ●敷地境界線における規制基準の遵守義務 (規制基準は、時間帯・地域の区分によって異なる)	(届出事由・時期は騒音規制法と同じ) 設置届出、防止の方法変更届出 工事開始30日前まで 使用届出、氏名等変更届出、使用全廃届出、承継届出 事由が発生した日から30日以内 ※ 法と条例の様式は異なる 特定建設作業実施届出 作業開始7日前まで
県条例 (1)、(2)又は(1)、(3)をともに満たす事業場 (1)豊田市内に事業場があり、振動規制法の適用を受けていない (2)振動発生施設*を設置している (3)規則で定める特定建設作業を行う ※ 振動発生施設の例 法の特定施設より規模の小さいものや、下記の施設 ●冷凍機 ●送風機及び排風機 ●ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		振動規制法 種類及び能力ごとの数変更届出 工事開始30日前まで 使用の方法の変更届出 変更の30日前まで 県条例 種類ごとの数変更届出 工事開始30日前まで

提出先 豊田市 環境部 環境保全課

ポイント 詳細冊子04「騒音・振動」を参照。

罰 則 改善命令違反で罰則あり(法・条)。

その他参考資料 騒音・振動公害防止の手引き 工場・事業場編、建設作業編（豊田市 環境保全課発行）

12

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

／ 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例(市条例)

 詳細冊子
No.02

廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
廃棄物処理法		
次のいずれかを満たす事業場 (1) 廃棄物を排出する事業場 (2) 廃棄物を処理する事業場 (分別、保管、収集、運搬、再生、処分など)	● 事業活動に伴って生じた廃棄物を「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」それぞれで適正に処理すること ● 廃棄物が運搬または処分されるまでの間、保管基準を遵守すること ● 特別管理産業廃棄物を発生する事業場は特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること ● 処理を委託する場合には委託基準を遵守すること ● 産業廃棄物を引き渡す際は産業廃棄物管理票を交付すること(A票は交付日から、B2、D、E票は送付を受けた日から5年間保存) ● 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者は届け出ること ● 水銀使用製品産業廃棄物は保管、委託基準を遵守すること	産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況報告書 紙マニフェスト交付者 ：前年度分を毎年6月末日まで 産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書 多量排出事業者は前年度1,000トン(特管は50トン)以上排出する事業場 ：当該年度の計画及び前年度の実施状況を毎年6月末日まで
市条例		
特別管理産業廃棄物を発生する事業場	● 特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し届出すること	設置届出、変更届出 事由が発生した日から30日以内 廃止届出 廃止後、速やかに
市外から産業廃棄物を搬入する事業者	● 豊田市内で発生した産業廃棄物を市内の処理施設に搬入して処理する場合に、あらかじめ産業廃棄物の種類、量、処分先等を届け出ること ※ 市外に搬出する際は、搬出先各都道府県の制度確認が必要。	搬入届出 搬入の30日前 変更届出 変更しようとする日の15日前 実績報告 前年度分を毎年6月末日まで ※ 各都道府県により異なる場合があるため確認が必要。
提出先 豊田市 環境部 廃棄物対策課 ポイント 詳細冊子02「廃棄物・リサイクル」を参照。 罰 則 無許可業者への委託などで罰則あり。 その他参考資料 産業廃棄物について(豊田市 廃棄物対策課発行)、 愛知県 環境資料ダウンロードコーナー「産業廃棄物を適切に処理しましょう(愛知県 環境局発行)」 (https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/DownloadInput.aspx)		

⑬ 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)

詳細冊子
No.02

使用済物品等及び副産物の発生抑制、再生資源及び再生部品の利用の促進により国民経済の健全な発展に寄与する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
工場や事業場で事業を行う者、物品の販売事業を行う者、建設工事の発注者 指導及び助言、勧告及び命令が適用される対象業種・製品： 以下のいずれかに該当する業種または品目(10業種69品目) (1) 特定省資源業種 5業種 (2) 特定再利用業種 5業種 (3) 指定省資源化製品 19品目 (4) 指定再利用促進製品 50品目 (5) 指定表示製品 14品目 (6) 指定再資源化製品 2品目 (7) 指定副産物 5品目 (3)～(7)で重複する品目あり	● 原材料の使用を合理化すること ● 再生資源・再生部品を利用すること ● 使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用を促進すること	計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画 特定省資源事業者 ：6月末日まで(4年毎)

提出先 事業所管省庁又はその地方支分部局

ポイント 事業者として取り組むべき事項が規定されている。

罰 則 措置命令違反、計画の未提出などで罰則あり。

その他参考資料 経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/)

⑭ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

詳細冊子
No.02

容器包装廃棄物の排出抑制、その分別収集及び再商品化の促進等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する特定事業者 (1) 容器・包装を利用する中身製造業者 (2) 小売・卸売業者 (3) 容器製造業者 (4) 輸入業者	● 分別収集した容器包装廃棄物を自ら又は指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化すること	容器包装多量利用事業者の定期報告 小売業用途の容器包装の使用量が年間50トン以上の事業者 ：毎年6月末日まで

提出先 事業所管省庁又はその地方支分部局

ポイント 特定事業者は帳簿を備え、商品の販売、製造など、又は再商品化に関して定める事項を記載し、保存しなければならない。

罰 則 帳簿の不記載、改善措置命令違反などで罰則あり

その他参考資料 経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/04/)
(公財)日本容器包装リサイクル協会HP (<https://www.jcpa.or.jp/>)

15 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

詳細冊子
No.02

特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬、再商品化等により、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
家庭用対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を排出する消費者及び事業者(排出者)	●排出者は使用済みの家電製品を収集・運搬を行う小売業者などに引き渡し、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払う。 ●小売業者は排出者から使用済み家電製品を引き取ってリサイクル券を発行し、製造業者などに引き渡す。 ●製造業者などは小売業者から使用済み家電製品を引き取り、再商品化する。	—

ポイント 排出者、小売業者、製造業者それぞれに役割が決められている。

罰 則 小売業者、製造業者など、指定法人に罰則あり。

その他参考資料 経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/index.html)
豊田市 環境部 循環型社会推進課HP (<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/kankyoku/1048454.html>)

16 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

詳細冊子
No.02

特定の建設資材の分別解体等及び再資源化等の促進、解体工事業者の登録制度の実施等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかを満たす工事を行う発注者 (1)80m ² 以上の建築物の解体工事 (2)500m ² 以上の建築物の新築・増築工事 (3)1億円以上の建築物の修繕・模様替 (4)500万円以上のその他工作物に関する工事(土木工事など)	●対象工事受注者は、分別解体などに伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化すること	届出書 工事着手の7日前まで

提出先 豊田市 都市整備部 建築相談課

ポイント 解体工事の実施には建設業許可か解体工事業登録が必要。

罰 則 届出をしない、又は虚偽の届出で罰則あり。

その他参考資料 国土交通省HP(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0301/page_030110recyclelaw.htm)
愛知県 建築指導課HP(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenchikushido/0000025019.html>)

17 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

詳細冊子
No.02

食品循環資源の再生利用及び熱回収、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量、食品関連事業者の食品循環資源の再生利用促進により、食品に係る資源の有効利用の確保及び廃棄物の排出抑制を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する食品関連事業者 (1)食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者 (2)飲食店業その他食事の提供を行う者	●食品関連事業者は食品廃棄物などの発生抑制、再生利用、熱回収又は減量を実施すること	定期報告 前年度の発生量100トン以上の食品関連事業者： 前年度分を毎年6月末日まで

提出先 農林水産省共通申請サービス 又は 東海農政局 経営・事業支援部 食品企業課

ポイント 業種ごとに食品循環資源の再生利用等の実施率の目標が定められている。

罰 則 措置命令違反で罰則あり。

その他参考資料 経済産業省HP(https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/06/)
農林水産省HP(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html)

⑱ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

詳細冊子
No.02

自動車製造業者等による使用済自動車の引取り及び引渡し、再資源化等の実施により、使用済自動車に係る廃棄物の減量、再生資源及び再生部品の利用等を通じ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する者 (1)自動車製造業者、輸入業者 (2)引取業者 (3)フロン類回収業者 (4)解体業者、破砕業者 (5)自動車所有者	●自動車所有者は使用済みとなった自動車を引取業者に引き渡すこと ●引取業者は使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡すこと ●フロン類回収業者はフロン類を適正に回収し、自動車製造業者などに引き渡すこと ●解体・破砕業者は使用済自動車のリサイクルを適正に行い、エアバッグ類、シュレッダーダストを自動車製造業者などに引き渡すこと ●製造業者・輸入業者は、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストを引取り、適正にリサイクルを行うこと	●引取業・フロン類回収業を行う場合は、登録が必要 ●解体業・破砕業を行う場合は許可が必要

ポイント 法に基づいて適正に解体された場合、自動車所有者は車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができる。

罰 則 無許可・無登録営業および行為義務を遵守しない場合には罰則あり。

その他参考資料 経済産業省HP
(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/automobile_recycle/index.html)
豊田市 環境部 廃棄物対策課HP「自動車リサイクル法」関係届出一覧
(<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/haikibutsu/1004209.html>)

⑲ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)

詳細冊子
No.02

使用済小型電子機器等の再資源化を促進することにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
使用済み対象機器(デジタルカメラ、電気掃除機、炊飯器、ゲーム機など)を排出する消費者及び事業者	●使用済小型電子機器などを分別して排出し、再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めること	—

ポイント 豊田市では、ごみステーションから収集した「金属ごみ」から使用済小型電子機器などを選別する方法や、充電電池(バッテリー)が取り外せない一辺が30cm以下のものを「有害ごみ」として収集し、再資源化を行っている。ただし、事業者は市のごみステーションには出せません。

罰 則 使用済小型電子機器などの収集・運搬及び処分などを行う認定事業者が規定の報告をしない場合などに罰則あり。

その他参考資料 経済産業省HP (https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/11/)

20

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環促進法)

 詳細冊子
No.02

プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化、事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等により、プラスチックに係る資源循環の促進等を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
提供段階 特定プラスチック使用製品 ^{※1} を提供する事業者(小売・サービス事業者等) ^{※1} 特定プラスチック使用製品 商品の販売や役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品(フォーク、ストロー、衣類用ハンガー等)	●特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する判断基準に定めた措置を実践すること ●多量提供事業者(前年度の提供量5トン以上の事業者)は、取組が著しく不十分な場合、勧告・公表・命令・罰則を受ける可能性あり	取組状況等をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めること
排出段階 プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者	●排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断基準に定めた措置を実践すること ●多量排出事業者(前年度の排出量250トン以上の事業者)は目標を定め、計画的に取組むこと。 取組が不十分な場合、勧告・公表・命令・罰則を受ける可能性あり	

ポイント

排出段階では全てのプラスチック使用製品産業廃棄物を排出する事業者が対象となる。多量排出事業者は、目標設定と計画的な取組が求められる。

罰 則

取組が不十分な場合には勧告・公表・命令があり、50万円以下の罰金を科される可能性あり

その他参考資料

環境省HP (<https://plastic-circulation.env.go.jp/about>)
 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要資料、パンフレット

②1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法) / 県民の生活環境の保全等に関する条例 (県条例)

詳細冊子
No.06

化学物質の排出等の把握、性状・取扱い情報の提供により、事業者の自主的な改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
化管法 (PRTR制度)		
次の全てを満たす事業者 (1)業種:製造業、燃料小売業、産業廃棄物処分業など政令で指定している業種 (2)常時使用する従業員*1の数が21人以上 (3)取扱量等が次のいずれかに該当 ・第一種指定化学物質*2の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上) ・特別要件施設(産業廃棄物処理施設、下水道終末処理施設など)を設置している事業者 ※1 詳細冊子No.6 用語集参照 ※2 第一種指定化学物質(トルエン、キシレン、トリクロロエチレンなど)	●対象化学物質の環境中への排出量及び移動量を把握すること	第一種特定化学物質の排出量及び移動量の届出 毎年6月末日まで
化管法 (SDS制度)		
第一種指定化学物質と第二種指定化学物質を取り扱う事業者全て	●対象化学物質の取引に際し、相手方に当該化学物質の性状及び情報(SDS)を提供すること	—
県条例		
次の全てを満たす事業者 (1)業種:製造業、燃料小売業、産業廃棄物処分業など政令で指定している業種 (2)常時使用する従業員*3の数が21人以上 (3)取扱量等が次のいずれかに該当 ・第一種指定化学物質*3の年間取扱量が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上) ※3 化管法(PRTR制度)対象施設欄の注釈参照	●対象化学物質の取扱量を把握すること ●対象化学物質を適正に管理するための措置を定め、書面(管理書)を作成すること	特定化学物質取扱量届出 毎年6月末日まで 特定化学物質等管理書の作成及び変更 特定の要件を満たす事業所は該当した日から6か月以内 変更は速やかに提出
提出先 豊田市 環境部 環境保全課 ポイント 詳細冊子No.6「化学物質・リスクコミュニケーション」を参照 事故時に環境保全課へ通報が必要 罰 則 排出量・移動量の届出をしない、又は虚偽報告の場合罰則あり その他参考資料 環境省PRTRインフォメーション広場 (https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html) 化学物質適正管理届出等の手引き(愛知県 環境局発行) (https://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/01jigyousya/jyourei_todokede/index.html)		

②2 ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン特別措置法)

詳細冊子
No.06

ダイオキシン類による環境汚染の防止、その除去等により、国民の健康保護を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
特定施設*を設置する工場又は事業場 ※ 特定施設の例 ●大気基準適用施設(アルミニウム溶解炉、廃棄物焼却炉など) ●水質基準対象施設(廃PCB処理施設、廃棄物焼却炉の灰の貯留施設など)	●排出ガスや排出水の排出基準の遵守義務(特定施設の種類及び能力ごとに基準あり) ●焼却灰及びばいじんに含まれるダイオキシン類の基準(3ng-TEQ/g)の遵守 ●毎年1回以上測定し、その結果を報告	設置、変更届出 工事開始の60日前 使用届出、承継届出、廃止届出、氏名等変更届出 事由が発生した日から30日以内 ダイオキシン類測定結果報告 1回以上/年
提出先 豊田市 環境部 環境保全課 ポイント 詳細冊子No.6「化学物質・リスクコミュニケーション」を参照 特定施設の事故時に環境保全課へ通報が必要 罰 則 排出基準違反、改善命令違反などで罰則あり その他参考資料 愛知県 環境活動推進課HP ダイオキシン類対策特別措置法について (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000017981.html)		

②3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB特別措置法)

詳細冊子
No.06

ポリ塩化ビフェニル(PCB)の保管、処分等の規制、処理のための必要体制整備により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
PCB廃棄物を保管、又は、PCB使用製品(蛍光灯安定器、変圧器、コンデンサ等)を所有している事業者	●前年度におけるPCB廃棄物、使用物の保管・処分状況の届出 ●令和9年3月31日までに、全てのPCB廃棄物を処分すること ●PCBを含有している物は譲渡してはならない	PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出 毎年6月末日まで PCB廃棄物の処分終了、又は、高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出 保管している全てのPCB廃棄物の処分が終了した日から20日以内

提出先 豊田市 環境部 廃棄物対策課

ポイント 詳細冊子06「化学物質・リスクコミュニケーション」を参照。事故時は環境部廃棄物対策課へ通報必要

罰 則 PCB廃棄物使用製品を適正な保管を行わない、又は譲渡した者、期限内に処分できなかった場合に罰則あり。

その他参考資料 豊田市 環境部 廃棄物対策課HP「PCB廃棄物」関係届出一覧
<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/haikibutsu/1004176.html>
 ※ PCB使用製品例：愛知県 資源循環推進課HP PCB使用製品及びPCB廃棄物対策
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan-kansi/pcb-index02.html>

②4 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)

詳細冊子
No.06

フロン類の適正管理により大気中への排出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
第一種特定製品(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器、制御盤冷却器等の業務用機器)を使用、保管している事業者	●簡易点検・定期点検の義務 簡易点検：すべての機器が対象 3ヶ月毎 定期点検：下記の機器が対象 (ア)7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 ：1回以上/1年 (イ)50kW以上のエアコン ：1回以上/1年 (ウ)7.5kW以上50kW未満のエアコン：1回以上/3年 ●点検等の履歴の記録・保存(機器廃棄後、3年間保管) ●漏洩発見時の漏洩箇所特定と修理 ●機器廃棄に際してのフロン類回収依頼及び関連書類の保存(3年間) ●算出漏洩量の報告 ●建屋解体時には工事元請業者の機器設置状況事前確認に協力、事前確認書を受領し、3年間保存。	算定漏えい量の報告 算定漏えい量の合計が1,000t-CO ₂ /年以上となる者(特定漏えい者)： 毎年7月末日まで

提出先 事業を所管する官庁(例：自動車製造業→経産省製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室、食品製造業→農林水産省大臣官房 環境バイオマス政策課)

ポイント 詳細冊子06「化学物質・リスクコミュニケーション」を参照

罰 則 フロンをみだりに放出することや、算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合。また、機器の使用・廃棄等に関する義務に違反した場合罰則あり。

その他参考資料 愛知県 水大気環境課HP フロン対策(フロン排出抑制法関係)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/furontaisaku.html>
 「フロン排出抑制法」ポータルサイト(環境省・経産省)HP (<https://www.env.go.jp/earth/furon/>)
 ☆ポータルサイト内に管理者の業務について記載した「第一種特定製品の管理者に関する運用の手引き(PDF)」を掲載しています。

25

地球温暖化対策の推進に関する法律(温暖化対策推進法) ／愛知県地球温暖化対策推進条例(県条例)

地球温暖化対策計画の策定、温室効果ガス排出量の削減等の促進措置等により、地球温暖化対策の推進を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
温暖化対策推進法		
次のいずれかに該当する事業者(特定排出者) (1)原油換算エネルギー使用量の年度の合計が 1,500kl以上となる事業者(特定事業所排出者) (2)次を満たす事業者(特定事業所排出者) (ア) 温室効果ガス*1の種類ごとに、全ての事業所の温室効果ガス算定排出量が3,000トン／年以上となる事業者 (イ) 常時使用する従業員の数が、事業者全体で21人以上 (3)省エネ法で特定荷主または特定輸送事業者に規定されている事業者(特定輸送排出者) ※1 排出する温室効果ガスの種類 エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス ※ HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ は算定対象期間が1～12月であるので注意する。	(1)(2) 3年毎に地球温暖化対策計画書(計画書)を作成し毎年排出量の報告を行うこと (3) 排出量の報告を行うこと	(1)(2) 地球温暖化対策計画書(計画書) 3年毎7月末日まで 地球温暖化対策実施状況書(状況書) 毎年7月末日まで (3) 温暖化ガス算出排出量報告書 毎年6月末日まで エネルギー起源CO ₂ のみの場合、 ㊸省エネ法の報告に兼ねることができる
県条例		
愛知県内の事業所(名古屋市外)を合計して上記(1)及び(2)を満たす事業者 ※ (2)(イ)については県外を含む事業者全体での常時使用する従業員の数(21人以上)	—	㊸省エネ法の報告に兼ねることができない 地球温暖化対策計画書(計画書) 3年毎7月末日まで 地球温暖化対策実施状況書(状況書) 毎年7月末日まで ※ 県条例の様式は、毎年度更新しているので新しいものを使用してください。
提出先 法：事業を所轄する官庁…中部経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 等 県条例：西三河県民事務所(豊田庁舎)豊田加茂環境保全課 ※ 県条例では、あいち電子申請・届出システムで提出をお願いしています。間違えやすいので届出先の課名を確認のうえご提出ください。 ポイント 特定事業所排出者は削減目標あり、評価結果は公表される。県条例においては項目ごと評価が優良なものを公表し、必要に応じ助言を実施。 罰 則 温室効果ガス算定排出量の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合に罰則あり。県条例においては公表のみ。 その他参考資料 愛知県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画書制度HP (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html) 環境省 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 (https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about)		

②⑥ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネルギー法)

工場等、輸送、建築物及び機械器具等のエネルギー使用の合理化措置、電気需要の最適化措置、非化石エネルギーへの転換措置等により、燃料資源の有効利用を確保する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する事業者(ただし、全ての工場等の設置者、貨物／旅客輸送事業者及び荷主には、国が定める判断の基準に基づく努力義務がある) (1) エネルギー使用量 1,500kℓ以上／年以上(特定事業者) (2) 保有車両トラック 200 台以上等(特定貨物／旅客輸送事業者) (3) 年間輸送量 3,000 万トンキロ以上(特定荷主) (4) 特定エネルギー消費機器の製造・輸入事業者及び特定熱損失防止建築材料の製造・加工・輸入事業者	(1) エネルギー管理統括者の選任義務(事由が発生した日から遅滞なく) (1) エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任義務(事由が発生した日から6ヶ月以内) (1)～(3) 定期報告書、中長期計画書の提出義務 (4) 物品毎のエネルギー消費性能等の向上を求める	エネルギー使用状況届出 ((1)の未指定事業者) ：翌年度5月末日まで 輸送能力届出 ((2)の未指定事業者) ：翌年度4月末日まで 貨物の輸送量届出 ((3)の未指定事業者) ：翌年度4月末日まで (1) エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任・解任届出 ：選任・解任後の最初の7月末日まで 定期報告 及び 中長期計画 ：(1) 毎年度7月末日まで ：(2)(3) 毎年度6月末日まで

提出先

(1)(3)中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
(定期報告書及び中長期計画書については、当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業(又は当該荷主の事業)の所管省庁にも提出)
(2)中部運輸局 交通政策部 環境・物流課

ポイント

特定事業者については、事業者クラス分け評価制度がある。評価Bの場合、「報告徴収」、「立入検査」及び「工場等現地調査」が行われる場合がある。

罰 則

エネルギー管理統括者等を選任しない者、国の命令に従わない者、提出義務のある届出をしない又は虚偽の届出をする者等に罰則あり。

その他参考資料

資源エネルギー庁 事業者向け省エネ関連情報HP
(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#enterprise-section)

②⑦ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネルギー法)

建築物におけるエネルギーの消費量を抑えるため、建築物のエネルギー消費性能の向上を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	手続き等
全ての住宅・建築物の新築・増改築 以下の建築物については適用除外 ①10㎡以下の新築・増改築 ②居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより 空気調和設備を設ける必要がないもの ③歴史的建造物、文化財等 ④応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等	新築、増改築の際、省エネ基準に適合させること	建築基準法の建築確認を受けるにあたり、適合が必要

提出先

豊田市 都市整備部 建築相談課

ポイント

省エネ判定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関でも可能です。

罰 則

虚偽の報告や命令違反などで罰則あり。

その他参考資料

国土交通省HP 建築物省エネ法
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html>)

②8 工場立地法／豊田市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例(市条例)

工場立地に関する調査の実施、準則等の公表等により、工場立地の環境保全及び適正な実施を図る。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
工場立地法		
次をともに満たす事業場(特定工場) (1)製造業、電気・ガス・熱の供給業 (2)敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積の合計が3,000m ²	●工場を新設又は増築する際に届出が必要 ●準則(生産施設面積率、緑地面積率など)に適合する必要がある	新設(変更)届出 着工予定日の90日前まで 氏名等変更届出 事由発生後、遅滞なく届出 承継届出、廃止届出 事由発生後、遅滞なく届出
市条例		
—	●工業・工業専用地域及び産業誘導地区で緑地面積率等の規制を緩和	—
提出先 豊田市 産業部 産業振興課 ポイント 工場立地法の市準則条例により、緑地面積率等が緩和されている地区がある。 罰 則 届出をしない、又は虚偽の届出、変更命令違反で罰則あり。 その他参考資料 豊田市公式HP https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1053772/index.html		

②9 消防法／豊田市火災予防条例(市条例)

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、生命、身体及び財産を火災から保護する。火災又は地震等の災害による被害を軽減し、災害等による傷病者の搬送を適切に行う。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
・危険物※1・指定可燃物を取扱う製造所、貯蔵所※3、取扱所※4 ・建築物その他工作物、電気設備 等 ※1 危険物の類別 第1類危険物(酸化性個体) 第2類危険物(可燃性個体) 第3類危険物(自然発火性物質、禁水性物質) 第4類危険物(引火性液体)※2 第5類危険物(自己反応性物質) 第6類危険物(酸化性液体) ※2 第4類危険物(引火性液体)の品名、例、指定数量 1 特殊引火物 2 第1石油類…ガソリン、ベンゼン等 指定数量：200L 3 アルコール類 4 第2石油類…灯油、軽油等 指定数量：1,000L 5 第3石油類 6 第4石油類 7 動植物油類 ※3 貯蔵所の区分(例) 屋内貯蔵所(危険物倉庫)、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、 地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所(タンク ローリー)、屋外貯蔵所 ※4 取扱所の区分(例) 給油取扱所(ガソリンスタンド)、販売取扱所(塗料販売店)、移送取 扱所、一般取扱所(ボイラー、自家発電等)	●施設(製造所、貯蔵所、取扱所) ・設置、変更の許可・届出 ・位置、構造、設備基準の順守 ・定期点検、保安検査 ・保安距離、保有空地 ●危険物の貯蔵・取扱い・運搬 ・貯蔵・取扱いの技術上の基準 ・表示(標識、掲示板)等 ・運搬基準 ●取扱者・管理者 ・危険物取扱者の資格 ・保安監督者の選任とその業務 ・保安統括管理者の選任とその業務 ・施設保安員の選任とその業務 ●火災予防 ・危険物の貯蔵・取扱い※5 ・少量危険物※6の貯蔵・取扱い ・指定可燃物の貯蔵・取扱い ・予防規程の設定と順守 ・消火設備の設置 ※5 危険物の貯蔵・取扱い ・指定数量以上：消防法 ・指定数量未満：市条例 ※6 少量危険物 指定数量の1/5以上指定数量未満 (0.2以上1.0未満)の危険物 例) 灯油の指定数量は1,000Lなので、 1/5は200L 灯油200L以上1,000L未満が少量 危険物の対象	●施設(製造所、貯蔵所、取扱所) ・設置・変更の許可 設置・変更の実施前までに許可を得ること ・休止の届出 休止の7日前まで ・廃止の届出 廃止後遅滞なく ●危険物の貯蔵・取扱い ・種類・数量の変更届出 変更実施の10日前まで ・指定数量以上の危険物 ・貯蔵・取扱いの許可申請 ・一時的な貯蔵等の承認申請 貯蔵・取扱時前までに許可・承認を得ること ●取扱者・管理者 ・危険物保安監督者の届出 ・施設保安員・保安統括者の届出 選任・解任後遅滞なく ●火災予防 ・予防規程の認可 制定・変更時の前までに認可を得ること ・少量危険物の貯蔵・取扱い届出 ・指定可燃物の貯蔵・取扱い届出 貯蔵・取扱時前まで

提出先 豊田市消防本部 予防課

ポイント 防火・消火・避難に関し豊田市火災予防条例、豊田市火災予防規則、危険物規制規則などで届出が必要な場合あり。

罰 則 届出をしない、又は位置・構造・設備の技術上の基準に適合しない場合などに罰則あり。

その他参考資料 豊田市消防本部 予防課HP (<https://www.city.toyota.aichi.jp/shisei/soshiki/shoubou/1004541.html>)
 消防法令事前相談制度あり(相談窓口：0565-35-9735)
 (https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/261/chirashi.pdf)

30 毒物及び劇物取締法(毒劇法)

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行う。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
次のいずれかに該当する者 (1) 毒物、劇物を販売・授与する者 (2) 毒物、劇物を製造・輸入する者 (3) 毒物劇物を業務上取り扱う(使用、保管、運送等)者 (ア) 無機シアン化合物などを取り扱う電気めっき業者 (イ) 無機シアン化合物などを取り扱う金属熱処理業者 (ウ) 毒劇法施行令で定められた23品目を特定の量と方法により運搬する運送業者 (エ) 砒素化合物などを取り扱う、しるあり防除業者 ※ 毒物：シアン化ナトリウム、水銀など 劇物：塩化水素、硫酸、水酸化ナトリウム(苛性ソーダ)など	(1)(2)に該当する者 ●店舗(製造所、営業所)ごとに登録を受けること ●店舗ごとに毒物劇物取扱責任者を設置すること (3)に該当する者 ●(ア)～(エ)に該当する場合、事業場ごとに毒物劇物業務上取扱者を届出ること (1)(2)(3)共通 ●次の規定の措置を実施すること (ア)盗難・紛失の防止(使用量・残量等の記録、鍵付き保管庫) (イ)漏えい、流出等の防止 (ウ)盗難・紛失・漏えい・流出時の措置 (エ)容器及び被包、貯蔵設備の表示 (オ)毒物劇物の購入、廃棄	(1)販売業の登録申請 (2)製造・輸入業の登録申請 ※事前相談が必要 (3)毒物劇物業務上取扱者届 取扱開始から30日以内 (1)(2)(3)のうち、毒物劇物を直接取扱う営業者 毒劇物取扱責任者設置(変更)届出 設置・変更から30日以内

提出先 豊田市 保健部 健康政策課(製造・輸入に関する質問・相談は、愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課へ)

ポイント 毒物、劇物を取り扱う全ての事業者は、保管・管理等に必要な措置を講じ、盗難・紛失・漏えい・流出時は関係機関への通報が必要。

罰 則 届出義務違反などで罰則あり。

その他参考資料 愛知県 医薬安全課HP 毒物劇物の取扱いについて(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/dokugekibutu.html>)
☆ 各種リーフレットを掲載：毒物・劇物の取扱いは適正に！(愛知県発行)、毒物劇物営業者マニュアル(愛知県発行)、毒物劇物運搬マニュアル(愛知県発行)
豊田市 保健部 健康政策課HP 毒物劇物関係の申請手続き
(<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/yakuhin/1004163.html>)

31 高圧ガス保安法

災害防止のために、高圧ガスの製造、貯蔵、消費などの取扱いを規制し、公共の安全を確保する。

対象施設(適用条件)	規制内容	届出・報告
各種高圧ガスを一定量以上、製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄する場合(扱い量により規制基準が変わります) 高圧ガスの定義 ●圧縮ガス(酸素、窒素、メタン等) ・常用温度で1.0MPa以上となる圧縮ガス ・35℃で1.0MPa以上となる圧縮ガス ●圧縮アセチレンガス ・常用温度で0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス ・15℃で0.2MPa以上となる圧縮アセチレンガス ●液化ガス(液化窒素、炭酸ガス、液化石油ガス等) ・常用温度で0.2MPa以上になるものであって、現に0.2MPa以上の液化ガス ・0.2MPaとなる場合の温度が35℃以下である液化ガス ●その他の液化ガス(液化酸化エチレン等) ・上記以外で35℃で0Paを超える液化ガスのうち液化シアン化水素、液化プロピルメチル、液化酸化エチレン	●高圧ガスの製造 ・第1種製造者への規制 ・第2種製造者への規制など ●高圧ガスの貯蔵 ・第1種貯蔵所への規制 ・第2種貯蔵所への規制 ・貯蔵の方法に関する技術基準など ●高圧ガスの消費 ・特定高圧ガス取扱規制 ・消費に関する技術基準など ●高圧ガスの販売、移動、廃棄 ・販売、移動、廃棄への規制など ●保安統括者等の選任・責務 ●容器に関する規制 ●危険時・事故時の措置	・製造、貯蔵、販売、消費における許可、変更、開始、完成検査、廃止届出など 20日前までに届出、又は、あらかじめ許可を得ること 保安統括者選任・解任届出 選任・解任後、遅延なく届出 保安技術管理者、保安主任者、保安係員、保安企画推進員選任・解任届出 前年8月1日から当年の7月31日までの期間内にした選任・解任について当該期間終了後、遅延なく届出 ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵、又は取扱いの開始(廃止)する場合は消防署に届出が必要(消防法)

提出先 愛知県 防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 高圧ガスグループ
西三河県民事務所(豊田庁舎) 防災安全課 豊田加茂防災安全グループ

ポイント 高圧ガスの種類、扱い量により規制基準が変わる。

罰 則 届出をしない、又は位置・構造・設備の技術上の基準に適合しない場合などに罰則あり。

その他参考資料 愛知県 消防保安課 産業保安室HP 高圧ガス保安法関係 (<https://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/>)

環境の保全を推進する協定協議会Webサイトの紹介

市民や企業に向けて、イベント開催案内や環境取組支援情報（環境取組事例、法令情報、環境法令学習教材のダウンロード）、活動実績を写真や動画を使って掲載しています。

Q 協定協議会

<https://kankyou-hozen.org/>



The screenshot shows the homepage of the Kankyou-Hozen website. At the top, there is a header with the title '持続可能な社会の実現に向けて。' (Towards the realization of a sustainable society.) and the subtitle '環境の保全を推進する協定協議会' (Agreement Association for Promoting Environmental Conservation). Below the header, there are two main navigation buttons: '市民の皆さまへ' (For all citizens) and '企業の皆さまへ' (For all companies). The main content area is titled '環境の保全を推進する協定協議会とは' (What is the Agreement Association for Promoting Environmental Conservation?). It includes a paragraph about the association's purpose and a list of activities. There are two numbered sections: '01 環境に配慮した取組の推進' (Promotion of environmentally friendly activities) and '02 市民の安全・安心で快適な生活環境の確保' (Ensuring a safe, secure, and comfortable living environment for citizens). Each section has a list of activities and a photo. The '01' section lists activities for businesses and the city, while the '02' section lists activities for businesses and the city.

環境関連法令情報

主な環境法令の条文や届出様式のほか、環境省や愛知県、豊田市が作成した規制のあらましや手引書のリンクを集めています。

環境取組事例

協定協議会構成員等の環境に関する取組事例を紹介しています。

[取組事例集]

- 騒音防止に関する取組
- リスク想定・緊急時対応に関する取組
- 法令改正情報の収集や周知方法に関する取組 etc.

また、取組事例を共有する中で取り組むにあたっての課題や取組のポイントをまとめています。

- 資源循環の推進、廃棄物処理に関するリスク管理強化
- CO₂削減事例 etc.

さらに、5～8社のグループワークで、事例を議論し、解決策を考えた成果物も紹介しています。

- 産業廃棄物の法令遵守の社内教育資料、効果テスト
- 新たな視点を付与し整理した省エネ事例集 etc.

企業向け環境教材ダウンロード

本教材のほか、個別5分野の教材電子ファイルがダウンロードできます。解説動画も掲載しています。



質問・相談のための窓口

質問・相談	問合せ先
①公害防止組織法、②大気汚染防止法、④悪臭防止法、⑤水質汚濁防止法、⑧土壌汚染対策法、⑩騒音規制法、⑪振動規制法、⑫化管法、⑫ダイオキシン特別措置法に関する事	豊田市 環境部 環境保全課 TEL：0565-34-6628
⑥浄化槽法、⑦下水道法 に関する事	豊田市上下水道局 下水道施設課 TEL：0565-34-6964
⑨工業用水法 に関する事	愛知県 環境局 環境政策部 水大気環境課 生活環境地盤対策室 TEL：052-954-6224
⑫廃棄物処理法、⑬自動車リサイクル法、⑭PCB特別措置法 に関する事	豊田市 環境部 廃棄物対策課 TEL：0565-34-6710
⑫廃棄物処理法(一般廃棄物に限る)に関する事	豊田市 環境部 循環型社会推進課 TEL：0565-71-3001
⑬資源有効利用促進法、⑭容器包装リサイクル法、⑮家電リサイクル法、⑯小型家電リサイクル法 に関する事	中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・資源循環経済課 TEL：052-951-2768
⑯建設リサイクル法、⑰建築物省エネルギー法(一定規模以上の建築に係る届出) に関する事	豊田市 都市整備部 建築相談課 TEL：0565-34-6649
⑰食品リサイクル法 に関する事	中部地方環境事務所 資源循環課 TEL：052-955-2132
⑱プラスチック資源循環促進法 に関する事	中部地方環境事務所 資源循環課 TEL：052-955-2132 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・資源循環経済課 TEL：052-951-2768
③自動車NOx・PM法、⑲フロン排出抑制法、⑳温暖化対策法 に関する事	西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課 TEL：0565-32-7494
㉑省エネルギー法 に関する事	中部経済産業局 エネルギー対策課 TEL：052-951-0417 中部運輸局 交通政策部 環境・物流課 TEL：052-952-8007
㉒工場立地法 に関する事	豊田市 産業部 産業振興課 TEL：0565-34-6641
㉓消防法 に関する事	豊田市消防本部 予防課 TEL：0565-35-9705／0565-35-9707
㉔毒劇法 に関する事	豊田市 保健部 健康政策課 TEL：0565-34-6723 製造・輸入に関する事 愛知県 保健医療局 生活衛生部 医薬安全課 TEL：052-954-6305
㉕高压ガス保安法 に関する事	愛知県 防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 TEL：052-954-6197、6198



電子申請について

インターネットを通して、原則24時間、申請・届出ができます。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/kankyohozen/index.html>

注意) 閉庁時に電子申請・届出した場合、翌開庁日の受理対応となりますので、定められた期限までにゆとりをもって届出してください。



Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 01



豊田市では、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、豊田市の環境を守り育てる条例第43条に基づき「環境の保全を推進する協定」を市内の事業者32社と締結しています(令和7年4月1日現在)。

この協定を締結した事業者と市で「環境の保全を推進する協定協議会」を平成22年1月21日発足し、協定事業者間の情報交換や、市内の事業者全体の環境への取組の向上、環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。

この資料は、「環境の保全を推進する協定協議会」が、市内の中小企業を対象として、環境に対する取組や環境法令の概要についてまとめた環境教材です。

2023年2月 第3版
2025年4月 印刷

環境の保全を推進する協定協議会 事務局：豊田市 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3丁目60

電話 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

E-mail k_hozen@city.toyota.aichi.jp

URL <https://kankyou-hozen.org/>



ベジタブルインキ



植物油100%
の「植物油イン
キ」を使用し
ています。